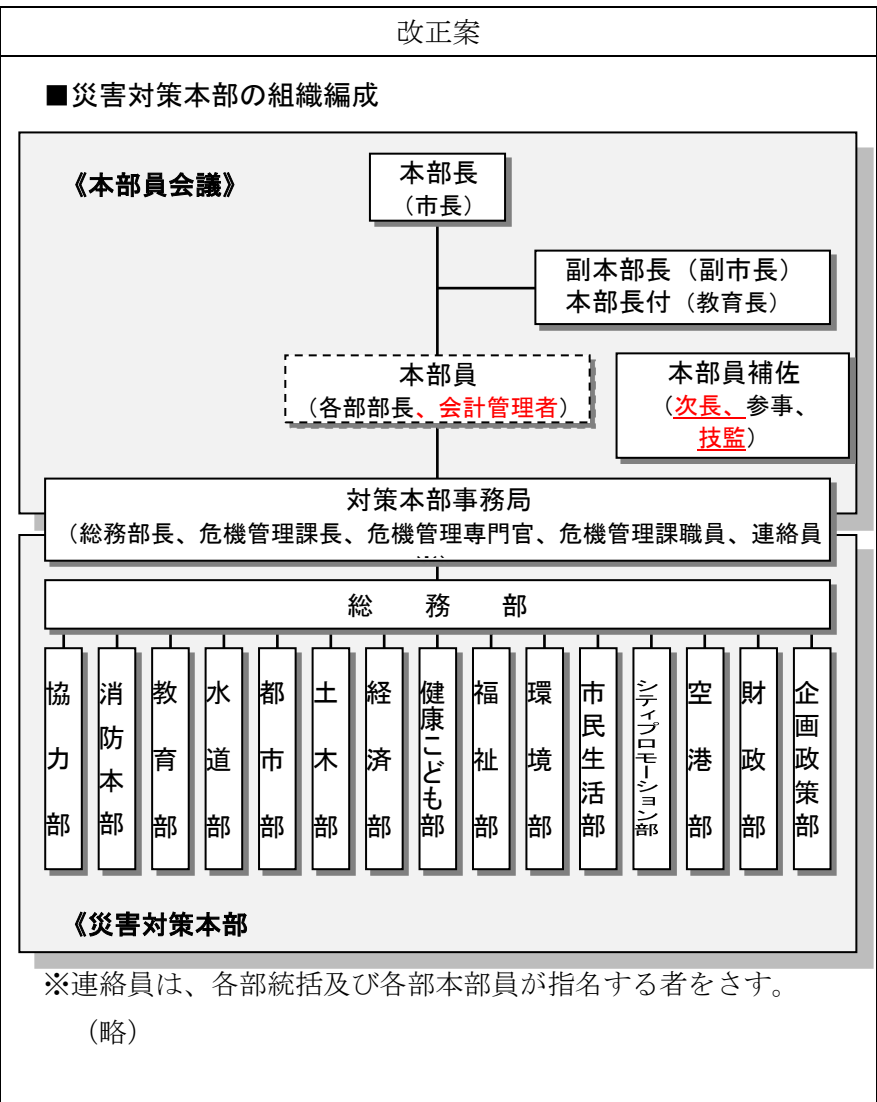
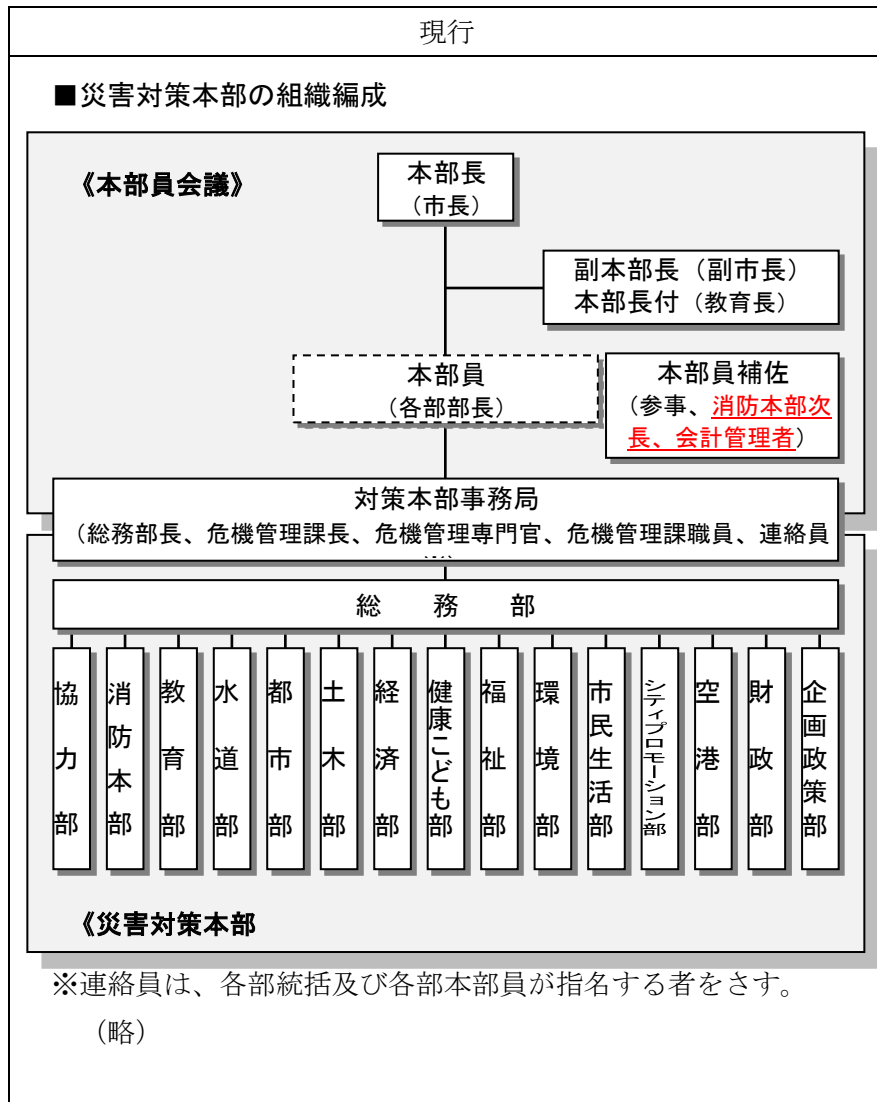


成田市地域防災計画新旧対照表【災害応急対策編_震災対策計画】

現行	改正案
<p>第1章 震災対策計画</p> <p>第1節 災害応急活動体制</p> <p>3 非常体制</p> <p>市長は、市域で地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、非常体制をとり、災害対策基本法第23条第1項の規定及び成田市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに本部会議及び市各部を統括し、災害対策本部の運営に当たる。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害対策本部の組織編成、事務分掌</p> <p>市の災害対策本部の組織編成及び市各部の事務分掌は、以下のとおりである。</p>	<p>第1章 震災対策計画</p> <p>第1節 災害応急活動体制</p> <p>3 非常体制</p> <p>市長は、市域で地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、非常体制をとり、災害対策基本法第23条第1項の規定及び成田市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに本部員会議及び市各部を統括し、災害対策本部の運営に当たる。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害対策本部の組織編成、事務分掌</p> <p>市の災害対策本部の組織編成及び市各部の事務分掌は、以下のとおりである。</p>



現行			改正案		
■災害対策本部の事務分掌			■災害対策本部の事務分掌		
区分	事務分掌		区分	事務分掌	
部事務局共通	(略)		部事務局共通	(略)	
市各部共通事項	(略)		市各部共通事項	(略)	
【部】 ◎部長 ■部事務局	構成課	事務分掌	【部】 ◎部長 ■部事務局	構成課	事務分掌
【対策本部事務局】 ◎総務部長	危機管理課長 危機管理専門官 危機管理課職員 市各部統括 市各部本部員が 指名する者	・災害対策本部の設置・運営に関すること ・県等への応援要請、連絡調整に関すること ・ 避難勧告 等の発令に関すること ・災害対策の総合調整に関すること ・地震・気象情報の監視、警報等の伝達に関すること	【対策本部事務局】 ◎総務部長	危機管理課長 危機管理専門官 危機管理課職員 市各部統括 市各部本部員が 指名する者	・災害対策本部の設置・運営に関すること ・県等への応援要請、連絡調整に関すること ・ 避難指示 等の発令に関すること ・災害対策の総合調整に関すること ・地震・気象情報の監視、警報等の伝達に関すること
【総務部】 ◎総務部長 ■総務課	(略)	(略)	【総務部】 ◎総務部長 ■総務課	(略)	(略)
【企画政策部】 ◎企画政策部長 ■企画政策課	(略)	(略)	【企画政策部】 ◎企画政策部長 ■企画政策課	(略)	(略)
【財政部】	(略)	(略)	【財政部】	(略)	(略)

現行			改正案		
◎財務部長 ■財政課			◎財務部長 ■財政課		
【空港部】 ◎空港部長 ■空港地域振 興課	(略)	(略)	【空港部】 ◎空港部長 ■空港地域振 興課	(略)	(略)
【シティブ [○] ロモーション部】 ◎シティブ [○] ロモーション部長 ■観光プ [○] ロモーション課	(略)	(略)	【シティブ [○] ロモーション部】 ◎シティブ [○] ロモーション部長 ■観光プ [○] ロモーション課	(略)	(略)
【市民生活部】 ◎市民生活部長 ■市民課	(略)	(略)	【市民生活部】 ◎市民生活部長 ■市民課	(略)	(略)
【環境部】 ◎環境部長 ■環境計画課	(略)	(略)	【環境部】 ◎環境部長 ■環境計画課	(略)	(略)
【福祉部】 ◎福祉部長 ■社会福祉課	(略)	(略)	【福祉部】 ◎福祉部長 ■社会福祉課	(略)	(略)
【健康こども部】 ◎健康こども部長	(略)	(略)	【健康こども部】 ◎健康こども部長	(略)	(略)

現行			改正案		
■子育て支援課			■子育て支援課		
【経済部】 ◎経済部長 ■商工課	(略)	(略)	【経済部】 ◎経済部長 ■商工課	(略)	(略)
【土木部】 ◎土木部長 ■土木課	(略)	(略)	【土木部】 ◎土木部長 ■土木課	(略)	(略)
【都市部】 ◎都市部長 ■都市計画課	(略)	(略)	【都市部】 ◎都市部長 ■都市計画課	(略)	(略)
【水道部】 ◎水道部長 ■業務課	(略)	(略)	【水道部】 ◎水道部長 ■業務課	(略)	(略)
【教育部】 ◎教育部長 ■教育総務課	(略)	(略)	【教育部】 ◎教育部長 ■教育総務課	(略)	(略)
【消防本部】 ◎消防長 ■消防総務課	(略)	(略)	【消防本部】 ◎消防長 ■消防総務課	(略)	(略)
【協力部】 ◎会計管理者 ■会計室	(略)	(略)	【協力部】 ◎会計管理者 ■会計室	(略)	(略)
(略)			(略)		

現行			改正案		
(6) 災害対策本部の運営 イ 本部員会議 (略) ■本部員会議構成員の主な任務（対策本部事務局を除く）			(6) 災害対策本部の運営 イ 本部員会議 (略) ■本部員会議構成員の主な任務（対策本部事務局を除く）		
本部設置時の職名	平常時の職名	主な任務	本部設置時の職名	平常時の職名	主な任務
本部長	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・防災会議及び本部員会議の議長となること ・避難勧告等の発令、警戒区域の設定の実施 ・自衛隊の災害派遣要請の実施 ・国及び県等への応援要請の実施 ・住民に対する緊急声明の発表 ・その他災害対策本部が実施する応急及び復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること ・災害対策本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること 	本部長	市長	<ul style="list-style-type: none"> ・防災会議及び本部員会議の議長となること ・避難指示等の発令、警戒区域の設定の実施 ・自衛隊の災害派遣要請の実施 ・国及び県等への応援要請の実施 ・住民に対する緊急声明の発表 ・その他災害対策本部が実施する応急及び復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること ・災害対策本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること
副本部長	副市長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長が不在又は本部長に事故があるとき、本部長の職務を代理すること ・本部長を補佐すること 	副本部長	副市長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長が不在又は本部長に事故があるとき、本部長の職務を代理すること ・本部長を補佐すること
本部長付	教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長及び副本部長を補佐すること 	本部長付	教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長及び副本部長を補佐すること
本部員	各部部长	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部の職員を指揮監督すること ・市各部所管の災害に関する情報及び災害応急活動の実施状況を本部会議に報告すること 	本部員	各部部长 会計管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部の職員を指揮監督すること ・市各部所管の災害に関する情報及び災害応急活動の実施状況を本部員会議に報告すること

現行			改正案		
		<ul style="list-style-type: none"> ・本部長を補佐すること ・本部長、副本部長が不在又は事故のとき、本部長、副本部長の職務を代理すること 			<ul style="list-style-type: none"> ・本部長を補佐すること ・本部長、副本部長が不在又は事故のとき、本部長、副本部長の職務を代理すること
本部員 補佐	参事 消防本 部次長 会計管 理者	<ul style="list-style-type: none"> ・本部員を補佐すること 	本部員 補佐	次長 参事 技監	<ul style="list-style-type: none"> ・本部員を補佐すること
<p>■本部員会議の協議、調整事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害応急活動の基本方針に関すること。 (救命活動、被災者援護活動、ライフライン優先復旧等) ○ 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。 ○ <u>避難勧告</u>等の発令、警戒区域の設定に関すること。 ○ 自衛隊、県、他市町村及び公共機関等への応援の要請に関すること。 ○ 災害救助法の適用申請に関すること。 ○ 激甚災害に関する調査に関すること。 ○ 応急対策に要する予算及び資金に関すること。 ○ 国、県等への要望及び陳情に関すること。 ○ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止など災害対策の重要事項に関すること。 ○ 緊急を要する場合、対策本部事務局は、直接本部長に報告できるものとし、本部員には、本部員会議を通じて、報告すること 			<p>■本部員会議の協議、調整事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害応急活動の基本方針に関すること。 (救命活動、被災者援護活動、ライフライン優先復旧等) ○ 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。 ○ <u>避難指示</u>等の発令、警戒区域の設定に関すること。 ○ 自衛隊、県、他市町村及び公共機関等への応援の要請に関すること。 ○ 災害救助法の適用申請に関すること。 ○ 激甚災害に関する調査に関すること。 ○ 応急対策に要する予算及び資金に関すること。 ○ 国、県等への要望及び陳情に関すること。 ○ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止など災害対策の重要事項に関すること。 ○ 緊急を要する場合、対策本部事務局は、直接本部長に報告できるものとし、本部員には、本部員会議を通じて、報告すること 		

現行			改正案		
(7) 対策本部事務局 (略)			(7) 対策本部事務局 (略)		
■対策本部事務局の主な任務			■対策本部事務局の主な任務		
本部設置時の職名	平常時の職名	主な任務	本部設置時の職名	平常時の職名	主な任務
事務局長	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本部会議</u>の運営を行うこと ・ 災害対策本部各部との連絡及び調整を行うこと ・ 防災関係機関との連絡及び調整を行うこと ・ 所管の災害に関する情報及び災害応急活動の実施状況を <u>本部会議</u>に報告すること ・ 対策本部事務局の職員を指揮監督すること ・ 緊急を要する場合、対策本部事務局は、直接本部長に報告できる。本部員には、本部員会議を通じて報告すること 	事務局長	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本部員会議</u>の運営を行うこと ・ 災害対策本部各部との連絡及び調整を行うこと ・ 防災関係機関との連絡及び調整を行うこと ・ 所管の災害に関する情報及び災害応急活動の実施状況を <u>本部員会議</u>に報告すること ・ 対策本部事務局の職員を指揮監督すること ・ 緊急を要する場合、対策本部事務局は、直接本部長に報告できる。本部員には、本部員会議を通じて報告すること
事務局長補佐	危機管理課長 危機管理専門官	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局長を補佐すること ・ 事務局長が不在又は事故のとき、職務を代理すること ・ 災害対策本部の事務統括に関すること 	事務局長補佐	危機管理課長 危機管理専門官	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局長を補佐すること ・ 事務局長が不在又は事故のとき、職務を代理すること ・ 災害対策本部の事務統括に関すること
本部事務局員	危機管理課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部事務局の運営に関すること 	本部事務局員	危機管理課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部事務局の運営に関すること

現行			改正案		
連絡員	市各部統括及び市各部本部員が指名する者	・ 本部長の命令あるいは 本部会議 で決定した事項等を、市各部に確実に連絡し、各部局との調整を図ること	連絡員	市各部統括及び市各部本部員が指名する者	・ 本部長の命令あるいは 本部員会議 で決定した事項等を、市各部に確実に連絡し、各部局との調整を図ること
(略)			(略)		
第2節 災害救助法の適用			第2節 災害救助法の適用		
項 目		担 当	項 目		担 当
1 災害救助法の適用基準		福祉部、県	1 災害救助法の適用基準・ 条件		福祉部、県
2 災害救助法の適用手続き		福祉部、県	2 災害救助法の適用手続き		福祉部、県
3 災害救助法による救助の内容及び実施者等		福祉部、県	3 災害救助法による救助の内容及び実施者等		福祉部、県
4 災害救助法が適用された場合の事務等		市各部	4 災害救助法が適用された場合の事務等		市各部
<p>1 災害救助法の適用基準</p> <p>災害救助法（昭和22年10月法律第118号）は、<u>災害にかかった者の救済</u>と社会秩序の保全を目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに行われる。救助の実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は、都道府県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。</p>			<p>1 災害救助法の適用基準・条件</p> <p>災害救助法（昭和22年10月法律第118号）は、<u>災害時ににおいて、応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護</u>と社会の秩序の保全を<u>図ること</u>を目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに行われる。救助の実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は、都</p>		

現行	改正案
<p>市域で発生した災害が、この法律の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。</p> <p>(1) 災害救助法の適用基準 災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4号の規定による。市における適用は、以下のいずれか1つに該当する場合である。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 被害世帯の算定基準 イ 住家の被害程度の認定 滅失、半壊等の認定は、内閣府被害認定基準に準ずる。住家の被害程度の認定基準については、「<u>住家に係る住家の被害認</u></p>	<p>道府県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。</p> <p>市域で発生し、又は発生するおそれのある災害が、この法律の適用基準・条件に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。</p> <p>(1) 災害救助法の適用基準・条件 <u>ア 災害が発生した場合の適用基準</u> <u>災害が発生した場合の</u>災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4号の規定による。市における適用は、以下のいずれか1つに該当する場合である。</p> <p>(略)</p> <p><u>イ 災害が発生するおそれがある場合の適用条件</u> <u>災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づき災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域を単位に行うものである。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 被害世帯の算定基準 イ 住家の被害程度の認定 滅失、半壊等の認定は、内閣府被害認定基準に準ずる。住家の被害程度の認定基準については、「<u>災害に係る住家の被害認</u></p>

現行	改正案																																								
<p style="text-align: center;"><u>定基準運用指針</u>（内閣府、平成 25 年 6 月）に準ずる。</p> <p>（3）災害救助法が適用されない場合の措置</p> <p>災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて市が救助を実施する。</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>定基準運用指針</u>（内閣府、令和 3 年 3 月）に準ずる。</p> <p>（3）災害救助法が適用されない場合の措置</p> <p>災害救助法の適用基準・条件に満たない災害の場合は、同法に準じて市が救助を実施する。</p> <p>（略）</p>																																								
<p>3 災害救助法による救助の内容及び実施者等</p> <p style="margin-left: 20px;">■救助の種類</p>	<p>3 災害救助法による救助の内容及び実施者等</p> <p style="margin-left: 20px;">■災害が発生した場合の救助の種類</p>																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">救助の種類</th> <th>本計画における関連箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>本章第 4 節 救急救助・消防・水防活動</td> </tr> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>本章第 7 節 避難対策</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>本章第 8 節 応急医療・救護活動</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>本章第 8 節 応急医療・救護活動</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>本章第 9 節 防疫・清掃・廃棄物処理</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>本章第 10 節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索</td> <td>本章第 10 節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬</td> </tr> <tr> <td>死体の処理</td> <td>本章第 10 節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬</td> </tr> <tr> <td>炊出しその他による食品の給与</td> <td>本章第 11 節 生活救援</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	本計画における関連箇所	被災者の救出	本章第 4 節 救急救助・消防・水防活動	避難所の設置	本章第 7 節 避難対策	医療	本章第 8 節 応急医療・救護活動	助産	本章第 8 節 応急医療・救護活動	障害物の除去	本章第 9 節 防疫・清掃・廃棄物処理	埋葬	本章第 10 節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬	死体の捜索	本章第 10 節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬	死体の処理	本章第 10 節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬	炊出しその他による食品の給与	本章第 11 節 生活救援	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">救助の種類</th> <th>本計画における関連箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>本章第 4 節 救急救助・消防・水防活動</td> </tr> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>本章第 7 節 避難対策</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>本章第 8 節 応急医療・救護活動</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>本章第 8 節 応急医療・救護活動</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>本章第 9 節 防疫・清掃・廃棄物処理</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>本章第 10 節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索</td> <td>本章第 10 節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬</td> </tr> <tr> <td>死体の処理</td> <td>本章第 10 節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬</td> </tr> <tr> <td>炊出しその他による食品の給与</td> <td>本章第 11 節 生活救援</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	本計画における関連箇所	被災者の救出	本章第 4 節 救急救助・消防・水防活動	避難所の設置	本章第 7 節 避難対策	医療	本章第 8 節 応急医療・救護活動	助産	本章第 8 節 応急医療・救護活動	障害物の除去	本章第 9 節 防疫・清掃・廃棄物処理	埋葬	本章第 10 節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬	死体の捜索	本章第 10 節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬	死体の処理	本章第 10 節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬	炊出しその他による食品の給与	本章第 11 節 生活救援
救助の種類	本計画における関連箇所																																								
被災者の救出	本章第 4 節 救急救助・消防・水防活動																																								
避難所の設置	本章第 7 節 避難対策																																								
医療	本章第 8 節 応急医療・救護活動																																								
助産	本章第 8 節 応急医療・救護活動																																								
障害物の除去	本章第 9 節 防疫・清掃・廃棄物処理																																								
埋葬	本章第 10 節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬																																								
死体の捜索	本章第 10 節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬																																								
死体の処理	本章第 10 節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬																																								
炊出しその他による食品の給与	本章第 11 節 生活救援																																								
救助の種類	本計画における関連箇所																																								
被災者の救出	本章第 4 節 救急救助・消防・水防活動																																								
避難所の設置	本章第 7 節 避難対策																																								
医療	本章第 8 節 応急医療・救護活動																																								
助産	本章第 8 節 応急医療・救護活動																																								
障害物の除去	本章第 9 節 防疫・清掃・廃棄物処理																																								
埋葬	本章第 10 節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬																																								
死体の捜索	本章第 10 節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬																																								
死体の処理	本章第 10 節 行方不明者の捜索・遺体の処置・埋火葬																																								
炊出しその他による食品の給与	本章第 11 節 生活救援																																								

現行		改正案					
飲料水の供給	本章第 11 節 生活救援	飲料水の供給	本章第 11 節 生活救援				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	本章第 11 節 生活救援	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	本章第 11 節 生活救援				
学用品の給与	本章第 15 節 保育・文教対策	学用品の給与	本章第 15 節 保育・文教対策				
応急仮設住宅の給与	本章第 16 節 住宅対策	応急仮設住宅の給与	本章第 16 節 住宅対策				
被災した住宅の応急修理	本章第 16 節 住宅対策	被災した住宅の応急修理	本章第 16 節 住宅対策				
<p>※災害救助法の救助に当たっては、市各部は各種帳簿の作成を行い、福祉部は、これを県本部事務局に報告する。</p>		<p>※災害救助法の救助に当たっては、市各部は各種帳簿の作成を行い、福祉部は、これを県本部事務局に報告する。</p> <p>■災害が発生するおそれがある場合の救助の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>本計画における関連箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>本章第 7 節 避難対策</td> </tr> </tbody> </table> <p>※災害救助法の救助に当たっては、市各部は各種帳簿の作成を行い、福祉部は、これを県本部事務局に報告する。</p>		救助の種類	本計画における関連箇所	避難所の設置	本章第 7 節 避難対策
救助の種類	本計画における関連箇所						
避難所の設置	本章第 7 節 避難対策						
<p>第 3 節 情報の収集・伝達</p> <p>1 通信の確保</p> <p>(3) 代替通信手段の確保</p> <p>イ 放送局への要請</p> <p>災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う（災害対策基本法第 57 条）。</p>		<p>第 3 節 情報の収集・伝達</p> <p>1 通信の確保</p> <p>(3) 代替通信手段の確保</p> <p>イ 放送局への要請</p> <p>災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う（災害対策基本法第 57 条）。</p>					

現行		改正案	
<p>なお、知事、市長が行う<u>避難の勧告、指示</u>等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。</p>		<p>なお、知事、市長が行う<u>避難の指示</u>等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。</p>	
<p>2 地震情報の収集・伝達 (略)</p> <p>■地震情報の種類と内容</p>		<p>2 地震情報の収集・伝達 (略)</p> <p>■地震情報の種類と内容</p>	
種 類	内 容	種 類	内 容
緊急地震速報	緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報である。	緊急地震速報	緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、 <u>最大震度が5弱以上と予想された場合に、震度4以上が予想される地域を対象に、</u> 可能な限り素早く知らせる情報である。
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの <u>発現</u> 時刻を発表する。この情報は、気象庁より「 <u>防災情報提供装置</u> 」及び報道機関等を通じて伝達される。	震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの <u>検知</u> 時刻を発表する。この情報は、気象庁より「 <u>防災情報提供システム</u> 」及び報道機関等を通じて伝達される。
震源に関する情報	震度3以上で発表。（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源に関する情報	震度3以上で発表。（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。

現行		改正案	
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 <u>津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。</u>	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられるが、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「 <u>地震情報（地震回数に関する情報）</u> 」で発表。	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられるが、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「 <u>その他の情報（地震回数に関する情報）</u> 」で発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。
(略)		(略)	

現行	改正案																																								
<p>4 情報のとりまとめ、報告</p> <p>(3) 県への報告</p> <p>イ 報告の区分</p> <p>(略)</p> <p>■報告内容と報告様式</p> <table border="1" data-bbox="241 531 1084 1246"> <thead> <tr> <th>報告内容</th> <th>報告様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的被害に関する情報</td> <td><資料編【様式】2-1-1></td> </tr> <tr> <td>住家等被害に関する情報</td> <td><資料編【様式】2-1-2></td> </tr> <tr> <td>交通規制・道路被害に関する情報</td> <td><資料編【様式】2-1-3></td> </tr> <tr> <td>その他被害に関する情報</td> <td><資料編【様式】2-1-4></td> </tr> <tr> <td><u>避難勧告</u>等に関する情報</td> <td><資料編【様式】2-1-5></td> </tr> <tr> <td>物資資源管理に関する情報</td> <td><資料編【様式】2-1-6></td> </tr> <tr> <td>避難所・救護所等に関する情報</td> <td><資料編【様式】2-1-7></td> </tr> <tr> <td>消防庁が指定する災害に関する情報(災害年報関係)</td> <td><資料編【様式】2-1-8></td> </tr> <tr> <td>道路災害等における情報連絡</td> <td><資料編【様式】2-1-9></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	報告内容	報告様式	人的被害に関する情報	<資料編【様式】2-1-1>	住家等被害に関する情報	<資料編【様式】2-1-2>	交通規制・道路被害に関する情報	<資料編【様式】2-1-3>	その他被害に関する情報	<資料編【様式】2-1-4>	<u>避難勧告</u> 等に関する情報	<資料編【様式】2-1-5>	物資資源管理に関する情報	<資料編【様式】2-1-6>	避難所・救護所等に関する情報	<資料編【様式】2-1-7>	消防庁が指定する災害に関する情報(災害年報関係)	<資料編【様式】2-1-8>	道路災害等における情報連絡	<資料編【様式】2-1-9>	<p>4 情報のとりまとめ、報告</p> <p>(3) 県への報告</p> <p>イ 報告の区分</p> <p>(略)</p> <p>■報告内容と報告様式</p> <table border="1" data-bbox="1115 531 1957 1246"> <thead> <tr> <th>報告内容</th> <th>報告様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的被害に関する情報</td> <td><資料編【様式】2-1-1></td> </tr> <tr> <td>住家等被害に関する情報</td> <td><資料編【様式】2-1-2></td> </tr> <tr> <td>交通規制・道路被害に関する情報</td> <td><資料編【様式】2-1-3></td> </tr> <tr> <td>その他被害に関する情報</td> <td><資料編【様式】2-1-4></td> </tr> <tr> <td><u>避難指示</u>等に関する情報</td> <td><資料編【様式】2-1-5></td> </tr> <tr> <td>物資資源管理に関する情報</td> <td><資料編【様式】2-1-6></td> </tr> <tr> <td>避難所・救護所等に関する情報</td> <td><資料編【様式】2-1-7></td> </tr> <tr> <td>消防庁が指定する災害に関する情報(災害年報関係)</td> <td><資料編【様式】2-1-8></td> </tr> <tr> <td>道路災害等における情報連絡</td> <td><資料編【様式】2-1-9></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	報告内容	報告様式	人的被害に関する情報	<資料編【様式】2-1-1>	住家等被害に関する情報	<資料編【様式】2-1-2>	交通規制・道路被害に関する情報	<資料編【様式】2-1-3>	その他被害に関する情報	<資料編【様式】2-1-4>	<u>避難指示</u> 等に関する情報	<資料編【様式】2-1-5>	物資資源管理に関する情報	<資料編【様式】2-1-6>	避難所・救護所等に関する情報	<資料編【様式】2-1-7>	消防庁が指定する災害に関する情報(災害年報関係)	<資料編【様式】2-1-8>	道路災害等における情報連絡	<資料編【様式】2-1-9>
報告内容	報告様式																																								
人的被害に関する情報	<資料編【様式】2-1-1>																																								
住家等被害に関する情報	<資料編【様式】2-1-2>																																								
交通規制・道路被害に関する情報	<資料編【様式】2-1-3>																																								
その他被害に関する情報	<資料編【様式】2-1-4>																																								
<u>避難勧告</u> 等に関する情報	<資料編【様式】2-1-5>																																								
物資資源管理に関する情報	<資料編【様式】2-1-6>																																								
避難所・救護所等に関する情報	<資料編【様式】2-1-7>																																								
消防庁が指定する災害に関する情報(災害年報関係)	<資料編【様式】2-1-8>																																								
道路災害等における情報連絡	<資料編【様式】2-1-9>																																								
報告内容	報告様式																																								
人的被害に関する情報	<資料編【様式】2-1-1>																																								
住家等被害に関する情報	<資料編【様式】2-1-2>																																								
交通規制・道路被害に関する情報	<資料編【様式】2-1-3>																																								
その他被害に関する情報	<資料編【様式】2-1-4>																																								
<u>避難指示</u> 等に関する情報	<資料編【様式】2-1-5>																																								
物資資源管理に関する情報	<資料編【様式】2-1-6>																																								
避難所・救護所等に関する情報	<資料編【様式】2-1-7>																																								
消防庁が指定する災害に関する情報(災害年報関係)	<資料編【様式】2-1-8>																																								
道路災害等における情報連絡	<資料編【様式】2-1-9>																																								

現行			改正案		
5 広報活動 (3) 広報内容 ウ 避難勧告 等の緊急情報は、結論や要点を簡潔にして、はっきりした、緊迫感のある言葉で、繰り返し伝える。 (略) ■主な広報事項			5 広報活動 (3) 広報内容 ウ 避難指示 等の緊急情報は、結論や要点を簡潔にして、はっきりした、緊迫感のある言葉で、繰り返し伝える。 (略) ■主な広報事項		
時期	主な広報事項	媒体	時期	主な広報事項	媒体
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置 ○ 地震情報（震度・震源、余震の可能性等）※ ○ 避難情報（避難所開設状況、避難勧告等の対象とその理由等） ○ 被災状況（火災、土砂災害、道路・河川の損壊等） ○ 災害対策の状況（災害対策本部の設置、対策の現況と予定等） ○ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○ 公共交通機関の運行状況 ○ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） ○ 応急危険度判定の状況（判定ステッカーの意味、実施予定等） 	同報系 更新系	初動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置 ○ 地震情報（震度・震源、余震の可能性等）※ ○ 避難情報（避難所開設状況、避難指示等の対象とその理由等） ○ 被災状況（火災、土砂災害、道路・河川の損壊等） ○ 災害対策の状況（災害対策本部の設置、対策の現況と予定等） ○ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○ 公共交通機関の運行状況 ○ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） ○ 応急危険度判定の状況（判定ステッカーの意味、実施予定等） 	同報系 更新系
応急期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通機関の運行状況 ○ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） ○ 医療機関の状況 ○ 感染症対策の実施状況 	同報系 更新系 紙面系	応急期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通機関の運行状況 ○ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） ○ 医療機関の状況 ○ 感染症対策の実施状況 	同報系 更新系 紙面系

現行			改正案		
	○ 食料、生活必需物資の供給予定 ○ 災害相談窓口の設置状況 ○ その他住民や事業所のとるべき措置			○ 食料、生活必需物資の供給予定 ○ 災害相談窓口の設置状況 ○ その他住民や事業所のとるべき措置	
緊急時	○ 火災の発生、土砂崩れの発生 ○ <u>避難指示（緊急）</u>	サイレン	緊急時	○ 火災の発生、土砂崩れの発生 ○ <u>避難指示</u>	サイレン
(略)			(略)		
第4節 救急救助・消防・水防活動			第4節 救急救助・消防・水防活動		
2 消防活動			2 消防活動		
(2) 消防活動			(2) 消防活動		
イ 消防団の活動			イ 消防団の活動		
(略)			(略)		
■消防団の消防活動概要			■消防団の消防活動概要		
○ 地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。			○ 地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。		
○ 消防本部の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防本部と協力して行う。			○ 消防本部の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防本部と協力して行う。		
○ 要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。			○ 要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。		
○ <u>避難勧告</u> 等がなされた場合には、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。			○ <u>避難指示</u> 等がなされた場合には、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。		

現行	改正案												
<p>(略)</p> <p>第5節 災害警備・防犯対策</p> <p>1 災害警備</p> <p>(2) 警備体制</p> <p>ア 署警備本部</p> <p>警察署長が必要と認めた場合、震度5強以上の地震が発生した場合、又は<u>東海地震警戒宣言</u>が発表された場合等</p> <p>イ 署警備対策室</p> <p>警察署長が必要と認めた場合、又は東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>ウ 署警備連絡室</p> <p>警察署長が必要と認めた場合、震度4以上の地震が発生した場合、又は東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合等</p> <p>(略)</p> <p>第7節 避難対策</p>	<p>(略)</p> <p>第5節 災害警備・防犯対策</p> <p>1 災害警備</p> <p>(2) 警備体制</p> <p>ア 署警備本部</p> <p>警察署長が必要と認めた場合、<u>市内に震度5強以上の地震が発生した場合、又は内閣総理大臣の警戒宣言</u>が発表された場合等</p> <p>イ 署警備対策室</p> <p>警察署長が必要と認めた場合、<u>市内に震度5弱の地震が発生した場合、</u>又は東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>ウ 署警備連絡室</p> <p>警察署長が必要と認めた場合、<u>市内に震度4の地震が発生した場合、</u>又は東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合等</p> <p>(略)</p> <p>第7節 避難対策</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 1193 517 1235">項 目</th> <th data-bbox="517 1193 1084 1235">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 1235 517 1313">1 <u>避難勧告</u>等</td> <td data-bbox="517 1235 1084 1313">対策本部事務局、消防本部、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1313 517 1350">2 自主避難</td> <td data-bbox="517 1313 1084 1350">対策本部事務局、施設管理者</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	1 <u>避難勧告</u> 等	対策本部事務局、消防本部、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織	2 自主避難	対策本部事務局、施設管理者	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1115 1193 1391 1235">項 目</th> <th data-bbox="1391 1193 1957 1235">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1115 1235 1391 1313">1 <u>避難指示</u>等</td> <td data-bbox="1391 1235 1957 1313">対策本部事務局、消防本部、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1313 1391 1350">2 自主避難</td> <td data-bbox="1391 1313 1957 1350">対策本部事務局、施設管理者</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	担 当	1 <u>避難指示</u> 等	対策本部事務局、消防本部、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織	2 自主避難	対策本部事務局、施設管理者
項 目	担 当												
1 <u>避難勧告</u> 等	対策本部事務局、消防本部、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織												
2 自主避難	対策本部事務局、施設管理者												
項 目	担 当												
1 <u>避難指示</u> 等	対策本部事務局、消防本部、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織												
2 自主避難	対策本部事務局、施設管理者												

現行		改正案	
3 避難誘導	消防本部、消防団、施設管理者、警察、自主防災組織	3 避難誘導	消防本部、消防団、施設管理者、警察、自主防災組織
4 避難所の開設	避難所運営委員会、避難所担当職員、教育部、対策本部事務局、施設管理者	4 避難所の開設	避難所運営委員会、避難所担当職員、教育部、対策本部事務局、施設管理者
5 避難所の運営	避難所運営委員会、避難所担当職員、教育部、施設管理者	5 避難所の運営	避難所運営委員会、避難所担当職員、教育部、施設管理者
6 避難所外避難者への支援	市各部、自主防災組織	6 避難所外避難者への支援	市各部、自主防災組織
7 広域一時滞在	対策本部事務局、土木部、市民生活部、県	7 広域一時滞在	対策本部事務局、土木部、市民生活部、県
■対策の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難者の避難誘導及び支援は、自治会、自主防災組織等の地域が行うことを原則とする。延焼火災、危険物の漏出等の危険がある場合は、避難勧告等を発令し安全な場所に誘導する。 ▶ 避難所では、避難所担当職員、学校職員、施設職員、自治会、自主防災組織等が連携して、開設、受入れ等の初動活動を行う。 ▶ 避難所の運営主体は、自治会等の地域団体、自主防災組織、避難者等による自主運営組織（避難所運営委員会）とし、市、関係団体及びボランティアの協力のもと、避難所の円滑な運営と避難者間の融和を図る。 ▶ 避難生活では、要配慮者の負担を軽減するため、介護支援や福祉避難所の設置など必要な配慮を行う。 ▶ 避難所の運営に当たっては女性の意見をとり入れることが重要であることから、避難所運営委員会に女性を含める。 		■対策の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難者の避難誘導及び支援は、自治会、自主防災組織等の地域が行うことを原則とする。延焼火災、危険物の漏出等の危険がある場合は、避難指示等を発令し安全な場所に誘導する。 ▶ 避難所では、避難所担当職員、学校職員、施設職員、自治会、自主防災組織等が連携して、開設、受入れ等の初動活動を行う。 ▶ 避難所の運営主体は、自治会等の地域団体、自主防災組織、避難者等による自主運営組織（避難所運営委員会）とし、市、関係団体及びボランティアの協力のもと、避難所の円滑な運営と避難者間の融和を図る。 ▶ 避難生活では、要配慮者の負担を軽減するため、介護支援や福祉避難所の設置など必要な配慮を行う。 ▶ 避難所の運営に当たっては女性の意見をとり入れることが重要であることから、避難所運営委員会に女性を含める。 	

現行			改正案		
<p>1 <u>避難勧告</u>等</p> <p>(1) <u>避難勧告</u>等の基準</p> <p>災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、本部長は、その状況に応じて適切な<u>避難勧告</u>等の発令を行う。</p> <p>■<u>避難勧告</u>等の種類及び発令基準</p>			<p>1 <u>避難指示</u>等</p> <p>(1) <u>避難指示</u>等の基準</p> <p>災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、本部長は、その状況に応じて適切な<u>避難指示</u>等の発令を行う。</p> <p>■<u>避難指示</u>等の種類及び発令基準</p>		
種 類	内 容	基 準	種 類	内 容	基 準
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	<u>住民の避難準備及び避難に時間を要する避難行動要支援者の避難行動の開始を促すために発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。</u>	○ 状況により本部長が必要と認めるとき。	<u>高齢者等避難</u>	<u>災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等※が危険な場所から避難すべき状況において、必要な地域の居住者等に対し、発令する。 ※高齢者等の「等」には、障がいのある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。</u>	○ 状況により本部長が必要と認めるとき。
<u>避難勧告</u>	<u>危険地域の住民に対して避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち</u>	○ 余震、火災の拡大、崖崩れ、危険物質の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき。 ○ その他災害の状況に	<u>避難指示</u>	<u>災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において</u>	○ 余震、火災の拡大、崖崩れ、危険物質の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき。 ○ その他災害の状況に

現行			改正案		
	<u>退きを勧め、又は促すものである。</u>	より、本部長が必要と認めるとき。		<u>て、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、住民等を避難のため立退かせるものである。</u>	より、本部長が必要と認めるとき。
<u>避難指示(緊急)</u>	<u>被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるものである。</u>	○ 状況により、本部長が必要と認めるとき。	<u>緊急安全確保</u>	<u>災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、安全を確保するための措置を指示するものである。</u>	○ 状況により、本部長が必要と認めるとき。
ア 実施者 (略)			ア 実施者 (略)		
■ <u>避難勧告</u> 等の発令権者及び要件			■ <u>避難指示</u> 等の発令権者及び要件		
発令権者	<u>避難勧告</u> 等を行う要件	根拠法例	発令権者	<u>避難指示</u> 等を行う要件	根拠法例
市長	○ 住民の安全、身体に危険を及ぼすと認めるとき。	災害対策基本法第60条	市長	○ 住民の安全、身体に危険を及ぼすと認めるとき。	災害対策基本法第60条
知事	○ 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第5項	知事	○ 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項

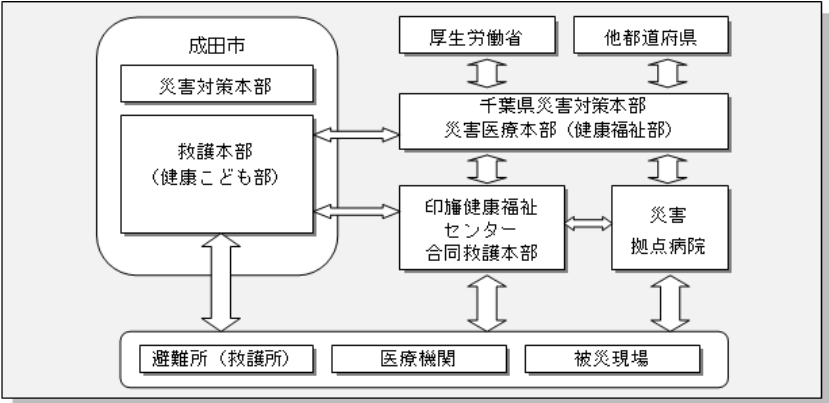
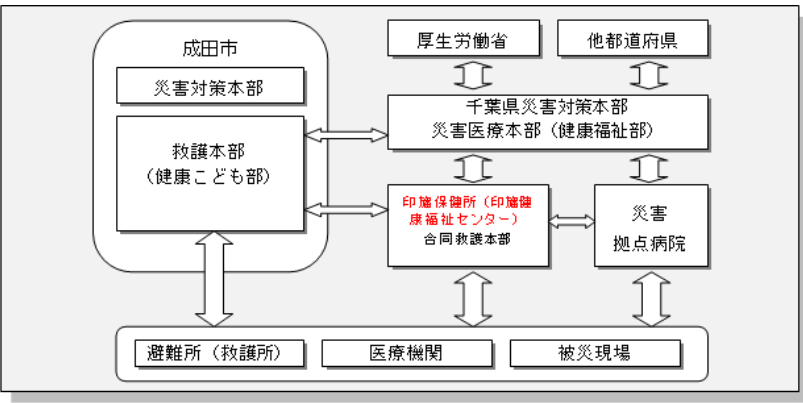
現行			改正案										
警察官	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長から要請があったとき。 ○ 市長が措置をとることができないと認められるとき。 ○ 人の生命又は身体に危険を及ぼし、若しくは財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。 	災害対策基本法第61条警察官職務執行法第4条	警察官	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長から要請があったとき。 ○ 市長が措置をとることができないと認められるとき。 ○ 人の生命又は身体に危険を及ぼし、若しくは財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。 	災害対策基本法第61条警察官職務執行法第4条								
自衛官	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。 	自衛隊法第94条	自衛官	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。 	自衛隊法第94条								
知事、知事の命を受けた県職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震に伴う地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して立ち退くべきことを指示する。 	地すべり等防止法第25条	知事、知事の命を受けた県職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震に伴う地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して立ち退くべきことを指示する。 	地すべり等防止法第25条								
<p>イ 避難勧告等の内容</p> <p>避難勧告等を発令する場合には、以下の内容を明示する。</p> <p>■ 避難勧告等の発令内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>○ 避難を要する事由</td> <td>○ 避難行動における注意事項</td> </tr> <tr> <td>○ 避難対象区域</td> <td>○ 危険箇所</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(3) 住民への伝達</p> <p>避難勧告等を発令又は解除した場合、直ちに以下の方法により住民に伝達し、周知徹底を図るとともに、本部長は、知事に報告する。</p>			○ 避難を要する事由	○ 避難行動における注意事項	○ 避難対象区域	○ 危険箇所	<p>イ 避難指示等の内容</p> <p>避難指示等を発令する場合には、以下の内容を明示する。</p> <p>■ 避難指示等の発令内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>○ 避難を要する事由</td> <td>○ 避難行動における注意事項</td> </tr> <tr> <td>○ 避難対象区域</td> <td>○ 危険箇所</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(3) 住民への伝達</p> <p>避難指示等を発令又は解除した場合、直ちに以下の方法により住民に伝達し、周知徹底を図るとともに、本部長は、知事に報告する。</p>			○ 避難を要する事由	○ 避難行動における注意事項	○ 避難対象区域	○ 危険箇所
○ 避難を要する事由	○ 避難行動における注意事項												
○ 避難対象区域	○ 危険箇所												
○ 避難を要する事由	○ 避難行動における注意事項												
○ 避難対象区域	○ 危険箇所												

現行		改正案																									
<p>なお、周知に当たり、警察、自治会、自主防災組織等に協力を要請する。避難の措置を行った場合は、その内容を県、警察、自衛隊等と相互に情報共有する。</p> <p>■住民への伝達方法・内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>伝達方法</th> <th>伝達内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 防災行政無線・広報車による広報</td> <td>○ 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、<u>気象予警報の発令等</u>）</td> </tr> <tr> <td>○ 消防本部・警察・行政協力員を通じての周知</td> <td>○ 避難対象地域（所在地、施設名等）</td> </tr> <tr> <td>○ 報道機関の協力による周知</td> <td>○ 避難行動における注意事項（避難行動時の最小携行品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）</td> </tr> <tr> <td>○ メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）による広報</td> <td>○ 危険箇所</td> </tr> <tr> <td>○ インターネット（市ホームページ及びSNS）による広報</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		伝達方法	伝達内容	○ 防災行政無線・広報車による広報	○ 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、 <u>気象予警報の発令等</u> ）	○ 消防本部・警察・行政協力員を通じての周知	○ 避難対象地域（所在地、施設名等）	○ 報道機関の協力による周知	○ 避難行動における注意事項（避難行動時の最小携行品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）	○ メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）による広報	○ 危険箇所	○ インターネット（市ホームページ及びSNS）による広報		<p>なお、周知に当たり、警察、自治会、自主防災組織等に協力を要請する。避難の措置を行った場合は、その内容を県、警察、自衛隊等と相互に情報共有する。</p> <p>■住民への伝達方法・内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>伝達方法</th> <th>伝達内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 防災行政無線・広報車による広報</td> <td>○ 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、<u>気象予警報等</u>）</td> </tr> <tr> <td>○ 消防本部・警察・行政協力員を通じての周知</td> <td>○ 避難対象地域（所在地、施設名等）</td> </tr> <tr> <td>○ 報道機関の協力による周知</td> <td>○ 避難行動における注意事項（避難行動時の最小携行品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）</td> </tr> <tr> <td>○ メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）による広報</td> <td>○ 危険箇所</td> </tr> <tr> <td>○ インターネット（市ホームページ及びSNS）による広報</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		伝達方法	伝達内容	○ 防災行政無線・広報車による広報	○ 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、 <u>気象予警報等</u> ）	○ 消防本部・警察・行政協力員を通じての周知	○ 避難対象地域（所在地、施設名等）	○ 報道機関の協力による周知	○ 避難行動における注意事項（避難行動時の最小携行品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）	○ メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）による広報	○ 危険箇所	○ インターネット（市ホームページ及びSNS）による広報	
伝達方法	伝達内容																										
○ 防災行政無線・広報車による広報	○ 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、 <u>気象予警報の発令等</u> ）																										
○ 消防本部・警察・行政協力員を通じての周知	○ 避難対象地域（所在地、施設名等）																										
○ 報道機関の協力による周知	○ 避難行動における注意事項（避難行動時の最小携行品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）																										
○ メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）による広報	○ 危険箇所																										
○ インターネット（市ホームページ及びSNS）による広報																											
伝達方法	伝達内容																										
○ 防災行政無線・広報車による広報	○ 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、 <u>気象予警報等</u> ）																										
○ 消防本部・警察・行政協力員を通じての周知	○ 避難対象地域（所在地、施設名等）																										
○ 報道機関の協力による周知	○ 避難行動における注意事項（避難行動時の最小携行品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）																										
○ メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）による広報	○ 危険箇所																										
○ インターネット（市ホームページ及びSNS）による広報																											
<p>(略)</p> <p>4 避難所の開設</p> <p>建物の倒壊や火災により、多くの住民が住む場所を失うものと予想される。そのため市は、避難所を開設し、被災者の安全確保と一時的な生活場所を確保する。</p>		<p>(略)</p> <p>4 避難所の開設</p> <p>建物の倒壊や火災により、多くの住民が住む場所を失うものと予想される。そのため市は、避難所を開設し、被災者の安全確保と一時的な生活場所を確保する。</p>																									

現行	改正案
<p>震度6弱以上の場合は、<u>避難勧告</u>等の有無に係わらず、原則としてすべての指定避難所を開設するが、それ未満の場合でも、必要に応じて対策本部事務局が指定避難所の開設を指示する。</p> <p>避難所開設の詳細については、「成田市避難所運営マニュアル(活動編)」を参照のこと</p> <p>(略)</p> <p>5 避難所の運営</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(6) 安否情報の提供</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(7) 避難者情報の取扱い</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(8) ペット同伴者への対応</u></p> <p>(略)</p> <p>なお、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合、環境部は<u>印旛健康福祉センター(保健所)</u>及び(公社)千葉県獣医師会等と連携しボランティア団体等の協力を得て、適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p><u>(9) 車中・テント泊避難者への注意の呼びかけ</u></p>	<p>震度6弱以上の場合は、<u>避難指示</u>等の有無に係わらず、原則としてすべての指定避難所を開設するが、それ未満の場合でも、必要に応じて対策本部事務局が指定避難所の開設を指示する。</p> <p>避難所開設の詳細については、「成田市避難所運営マニュアル(活動編)」を参照のこと</p> <p>(略)</p> <p>5 避難所の運営</p> <p><u>(6) L G B T (性的少数者) への配慮</u></p> <p><u>市は、避難所を管理運営する場合、避難生活において、L G B T (性的少数者) である被災者が、理解不足等からくる偏見や差別による、共同生活の困難を感じさせないように、配慮する。</u></p> <p><u>(7) 安否情報の提供</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(8) 避難者情報の取扱い</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(9) ペット同伴者への対応</u></p> <p>(略)</p> <p>なお、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合、環境部は、<u>印旛保健所(印旛健康福祉センター)</u>及び(公社)千葉県獣医師会等と連携しボランティア団体等の協力を得て、適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p><u>(10) 車中・テント泊避難者への注意の呼びかけ</u></p>

現行		改正案	
(略)		(略)	
<u>(10)</u> 避難所の閉鎖		<u>(11)</u> 避難所の閉鎖	
(略)		(略)	
<u>(11)</u> 災害救助法の適用		<u>(12)</u> 災害救助法の適用	
(略)		(略)	
第8節 応急医療・救護活動		第8節 応急医療・救護活動	
項 目	担 当	項 目	担 当
1 医療救護活動	健康こども部、消防本部、 <u>印旛健康福祉センター（印旛保健所）</u> 、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会、（一社）印旛郡市薬剤師会（成田市薬剤師会）、（一社）千葉県助産師会	1 医療救護活動	健康こども部、消防本部、 <u>印旛保健所（印旛健康福祉センター）</u> 、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会、（一社）印旛郡市薬剤師会（成田市薬剤師会）、（一社）千葉県助産師会
2 避難所における医療救護活動	健康こども部、 <u>印旛健康福祉センター（印旛保健所）</u> 、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会、（一社）印旛郡市薬剤師会（成田市薬剤師会）、（一社）千葉県助産師会	2 避難所における医療救護活動	健康こども部、 <u>印旛保健所（印旛健康福祉センター）</u> 、（公社）印旛市郡医師会、（公社）印旛郡市歯科医師会、（一社）印旛郡市薬剤師会（成田市薬剤師会）、（一社）千葉県助産師会
3 医薬品等の確保	健康こども部、 <u>印旛健康福祉センター（印旛保健所）</u> 、千葉県赤十字血液センター、（一社）印旛郡市薬剤師会（成田市薬剤師会）	3 医薬品等の確保	健康こども部、 <u>印旛保健所（印旛健康福祉センター）</u> 、千葉県赤十字血液センター、（一社）印旛郡市薬剤師会（成田市薬剤師会）

現行	改正案
<p>■対策の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 救護本部を速やかに設置し、県及び関係機関等と連携して救護活動を行う。 ➤ (公社) 印旛市郡医師会及び(公社) 印旛郡市歯科医師会等の協力の下、直ちに情報収集に努め、市内の医療施設の被災状況、避難所等における傷病者の人数を確認し、救護所にて傷病者の緊急度の見極め(トリアージ)や応急手当を行う。 ➤ 重症者は市内の救急告示病院(災害医療協力病院)で対応を行い、対応できない場合は、災害拠点病院等に搬送する。 ➤ 軽症者の応急手当、応急救護所、病院への搬送は、自主防災組織等が中心となって行い、救急車・ヘリコプターは重症者の搬送に活用する。 ➤ 避難生活が長期にわたる場合は、<u>印旛健康福祉センター(印旛保健所)</u>と連携して避難所内において健康相談を実施し、二次的疾患の予防対策を行う。 	<p>■対策の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 救護本部を速やかに設置し、県及び関係機関等と連携して救護活動を行う。 ➤ (公社) 印旛市郡医師会及び(公社) 印旛郡市歯科医師会等の協力の下、直ちに情報収集に努め、市内の医療施設の被災状況、避難所等における傷病者の人数を確認し、救護所にて傷病者の緊急度の見極め(トリアージ)や応急手当を行う。 ➤ 重症者は市内の救急告示病院(災害医療協力病院)で対応を行い、対応できない場合は、災害拠点病院等に搬送する。 ➤ 軽症者の応急手当、応急救護所、病院への搬送は、自主防災組織等が中心となって行い、救急車・ヘリコプターは重症者の搬送に活用する。 ➤ 避難生活が長期にわたる場合は、<u>印旛保健所(印旛健康福祉センター)</u>と連携して避難所内において健康相談を実施し、二次的疾患の予防対策を行う。
<p>1 医療救護活動</p> <p>災害時は、負傷者が一度に多数発生し、医療救護ニーズが高くなる一方、社会の混乱や医療機関の被災によって、医療救護ニーズと医療救護サービスの供給とのアンバランスが生じる。本部長は、県(<u>印旛健康福祉センター</u>)、(公社) 印旛市郡医師会、(公社) 印旛郡市歯科医師会、(一社) 印旛郡市薬剤師会(成田市薬剤師会)、(一社) 千葉県助産師会及び医療機関との連携により、</p>	<p>1 医療救護活動</p> <p>災害時は、負傷者が一度に多数発生し、医療救護ニーズが高くなる一方、社会の混乱や医療機関の被災によって、医療救護ニーズと医療救護サービスの供給とのアンバランスが生じる。本部長は、県(<u>印旛保健所(印旛健康福祉センター)</u>)、(公社) 印旛市郡医師会、(公社) 印旛郡市歯科医師会、(一社) 印旛郡市薬剤師会(成田市薬剤師会)、(一社) 千葉県助産師会及び医療機関との</p>

現行	改正案
<p>医療救護スタッフ、医療材料品等を確保し、医療救護活動を実施する。</p> <p>医療救護活動への災害救助法の適用については災害救助法の定めによる。</p>	<p>連携により、医療救護スタッフ、医療材料品等を確保し、医療救護活動を実施する。</p> <p>医療救護活動への災害救助法の適用については災害救助法の定めによる。</p>
<p>■災害救護活動における関係機関との連携体制</p>  <p>(1) 救護本部の設置</p> <p>健康こども部は、保健福祉館に救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。</p> <p>県が合同救護本部 (<u>印旛健康福祉センター</u>) を設置した場合は、合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体、近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。また、合同救護本部へ職員を派遣する等により、合同救護本部の活動に協力する。</p>	<p>■災害救護活動における関係機関との連携体制</p>  <p>(1) 救護本部の設置</p> <p>健康こども部は、保健福祉館に救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。</p> <p>県が合同救護本部 (<u>印旛保健所 (印旛健康福祉センター)</u>) を設置した場合は、合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体、近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。また、合同救護本部へ職員を派遣する等により、合同救護本部の活動に協</p>

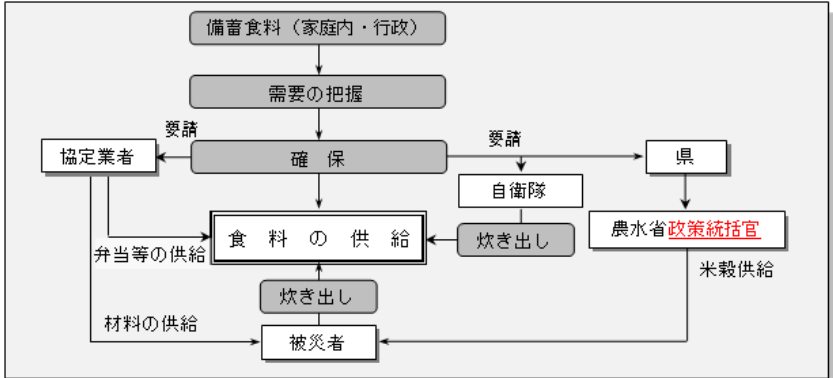
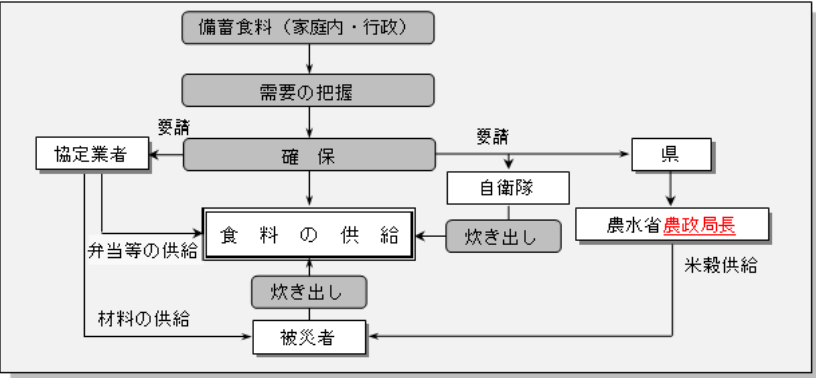
現行	改正案
<p>(略)</p> <p>2 避難所における医療救護活動</p> <p>(1) 保健活動</p> <p>■保健活動の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者の健康状態の把握を行い、<u>印旛健康福祉センター（印旛保健所）</u>が把握する要配慮者に関する情報との共有・交換を行う。 ○ 保健活動チームを編成し、避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。 特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。 ○ 災害発生後早い時期から、こころのケア、食中毒や感染症の発生予防等について、<u>印旛健康福祉センター（印旛保健所）</u>と連携して予防活動を実施する。 ○ 避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制（人・場所）を確保し、被災者の健康管理と併せて避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミークラス症候群等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。 ○ 食中毒等の予防のため、被災者等並びに避難所等に対し、食品衛生指導の徹底を図る。 ○ 避難所などでの巡回診療等で治療や投薬を行った場合には、医療救護チームはその結果を記録するとともに、患者自身に治療記録を所持してもらい事後の治療に役立てるために、「災害時の治療 	<p>力する。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所における医療救護活動</p> <p>(1) 保健活動</p> <p>■保健活動の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者の健康状態の把握を行い、<u>印旛保健所（印旛健康福祉センター）</u>が把握する要配慮者に関する情報との共有・交換を行う。 ○ 保健活動チームを編成し、避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。 特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。 ○ 災害発生後早い時期から、こころのケア、食中毒や感染症の発生予防等について、<u>印旛保健所（印旛健康福祉センター）</u>と連携して予防活動を実施する。 ○ 避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制（人・場所）を確保し、被災者の健康管理と併せて避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミークラス症候群等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。 ○ 食中毒等の予防のため、被災者等並びに避難所等に対し、食品衛生指導の徹底を図る。 ○ 避難所などでの巡回診療等で治療や投薬を行った場合には、医療救護チームはその結果を記録するとともに、患者自身に治療記録を所持してもらい事後の治療に役立てるために、「災害時の治療

現行		改正案	
記録（適宜）」又は「お薬手帳」等に治療結果等を記載し、患者に渡す。		記録（適宜）」又は「お薬手帳」等に治療結果等を記載し、患者に渡す。	
（略）		（略）	
第9節 防疫・清掃・廃棄物処理		第9節 防疫・清掃・廃棄物処理	
項 目	担 当	項 目	担 当
1 防疫活動	健康こども部、環境部、企画政策部、水道部、 <u>印旛健康福祉センター（印旛保健所）</u> 、県精神保健福祉センター、（公社）印旛市郡医師会	1 防疫活動	健康こども部、環境部、企画政策部、水道部、 <u>印旛保健所（印旛健康福祉センター）</u> 、県精神保健福祉センター、（公社）印旛市郡医師会
2 し尿の処理	環境部	2 し尿の処理	環境部
3 障害物の除去	土木部、環境部、県	3 障害物の除去	土木部、環境部、県
4 廃棄物の処理	環境部、県	4 廃棄物の処理	環境部、県
5 環境汚染の防止対策等	環境部、千葉労働局	5 環境汚染の防止対策等	環境部、千葉労働局
6 動物対策	環境部、経済部、北部家畜保健衛生所、（公社）千葉県獣医師会等関係団体、 <u>印旛健康福祉センター（印旛保健所）</u> 、千葉県動物愛護センター	6 動物対策	環境部、経済部、北部家畜保健衛生所、（公社）千葉県獣医師会等関係団体、 <u>印旛保健所（印旛健康福祉センター）</u> 、千葉県動物愛護センター
■対策の基本方針		■対策の基本方針	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難所等の感染症等の予防を行うため、<u>印旛健康福祉センター（印旛保健所）</u>と連携して防疫・保健衛生活動を実施する。 ▶ 速やかに避難所に仮設トイレを設置する。 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難所等の感染症等の予防を行うため、<u>印旛保健所（印旛健康福祉センター）</u>と連携して防疫・保健衛生活動を実施する。 ▶ 速やかに避難所に仮設トイレを設置する。 	

現行	改正案
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 道路上の障害物は、緊急輸送道路（特に「緊急輸送道路一次路線」）を優先に除去を行う。 ➤ 大量に発生する廃棄物の処理のため、発生量の推計を行い必要な規模の仮置き場を確保する。 ➤ 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の飼い主が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 道路上の障害物は、緊急輸送道路（特に「緊急輸送道路一次路線」）を優先に除去を行う。 ➤ 大量に発生する廃棄物の処理のため、発生量の推計を行い必要な規模の仮置き場を確保する。 ➤ 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の飼い主が行う。
<p>1 防疫活動</p> <p>(1) 実施主体</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）（平成 10 年法律第 114 号）に基づき、市及び県（<u>印旛健康福祉センター（印旛保健所）</u>）が実施する。</p> <p>(2) 防疫活動</p> <p>市は、防災関係機関と協力し、被災地及び避難所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努め、感染症患者を発見したときは、健康こども部は、直ちに<u>印旛健康福祉センター（印旛保健所）</u>に報告し、以下の措置を実施する。</p> <p>ア 消毒の実施</p> <p>環境部は、感染症の発生等により、衛生状況が良好でない地域が発生した場合、<u>印旛健康福祉センター（印旛保健所）</u>との連携により、消毒を実施する。被災等により、市が行うことができない場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条の規定により、<u>印旛健康福祉センター</u></p>	<p>1 防疫活動</p> <p>(1) 実施主体</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）（平成 10 年法律第 114 号）に基づき、市及び県（<u>印旛保健所（印旛健康福祉センター）</u>）が実施する。</p> <p>(2) 防疫活動</p> <p>市は、防災関係機関と協力し、被災地及び避難所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努め、感染症患者を発見したときは、健康こども部は、直ちに<u>印旛保健所（印旛健康福祉センター）</u>に報告し、以下の措置を実施する。</p> <p>ア 消毒の実施</p> <p>環境部は、感染症の発生等により、衛生状況が良好でない地域が発生した場合、<u>印旛保健所（印旛健康福祉センター）</u>との連携により、消毒を実施する。被災等により、市が行うことができない場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条の規定により、<u>印旛保健所（印旛健康</u></p>

現行	改正案
<p>が消毒を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>エ 県への報告</p> <p>健康こども部は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時、<u>印旛健康福祉センター（印旛保健所）</u>に報告する。</p> <p>オ 検病調査・健康診断</p> <p><u>印旛健康福祉センター（印旛保健所）</u>は、(公社)印旛市郡医師会等の協力を得て、避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断を実施する。健康こども部は、保健師又は看護師その他の職員により検病調査及び健康診断に協力する。</p> <p>カ 患者の入院</p> <p><u>印旛健康福祉センター（印旛保健所）</u>は、感染症法第 19 条の規定により必要に応じ入院を勧告する。</p> <p>(略)</p> <p>6 動物対策</p> <p>(2) 放浪動物への対応</p> <p><u>印旛健康福祉センター（印旛保健所）</u>及び千葉県動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出したりした場合には、(公社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。</p> <p>(略)</p>	<p><u>福祉センター</u>が消毒を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>エ 県への報告</p> <p>健康こども部は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時、<u>印旛保健所（印旛健康福祉センター）</u>に報告する。</p> <p>オ 検病調査・健康診断</p> <p><u>印旛保健所（印旛健康福祉センター）</u>は、(公社)印旛市郡医師会等の協力を得て、避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断を実施する。健康こども部は、保健師又は看護師その他の職員により検病調査及び健康診断に協力する。</p> <p>カ 患者の入院</p> <p><u>印旛保健所（印旛健康福祉センター）</u>は、感染症法第 19 条の規定により必要に応じ入院を勧告する。</p> <p>(略)</p> <p>6 動物対策</p> <p>(2) 放浪動物への対応</p> <p><u>印旛保健所（印旛健康福祉センター）</u>及び千葉県動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出したりした場合には、(公社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。</p> <p>(略)</p>

現行	改正案
<p>(3) ペットへの対応</p> <p>避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。</p> <p>ペットと避難所へ同行避難する場合、飼い主はペットの飼育に責任を持ち各避難所運営ルールに基づき対応する。</p> <p>避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合、環境部は、<u>印旛健康福祉センター（印旛保健所）</u>及び（公社）千葉県獣医師会等と取扱いについて協議する。</p> <p>（略）</p> <p>第11節 生活救援</p> <p>1 給水</p> <p>(4) 応急給水の実施</p> <p>ウ 拠点給水所以外での給水</p> <p>断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、水道部、他水道事業者が協力して、以下のとおり応急給水を実施する。</p> <p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>(3) ペットへの対応</p> <p>避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。</p> <p>ペットと避難所へ同行避難する場合、飼い主はペットの飼育に責任を持ち各避難所運営ルールに基づき対応する。</p> <p>避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合、環境部は、<u>印旛保健所（印旛健康福祉センター）</u>及び（公社）千葉県獣医師会等と取扱いについて協議する。</p> <p>（略）</p> <p>第11節 生活救援</p> <p>1 給水</p> <p>(4) 応急給水の実施</p> <p>ウ 拠点給水所以外での給水</p> <p>断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管<u>等</u>の活用による応急給水が可能な場合は、水道部、他水道事業者が協力して、以下のとおり応急給水を実施する。</p> <p>（略）</p> <p><u>③ 県営水道成田給水場を活用した応急給水</u></p> <p><u>県営水道は、市からの要請を原則とするが、最大震度5強以上が観測された場合には、成田給水場を自動開設し、県営水道給水区域の住民に対し、応急給水を行う。</u></p>

現行	改正案
<p>(略)</p> <p>2 食料の供給</p> <p>(略)</p> <p>■食料の供給手順</p>  <p>(略)</p> <p>(3) 食料の確保</p> <p>エ 県を通じての米穀の調達</p> <p>本部長は、災害の発生に伴い給食に必要な米穀の確保のため、政府所有米の調達を要するときは、数量を知事に申請する。知事は、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対し、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 28 年 4 月 22 日付け 28 政統括第 160 号政策統括官通知）の規定に基づき、応急用米穀の緊急引き渡しを要請し供給することができる。</p>	<p>(略)</p> <p>2 食料の供給</p> <p>(略)</p> <p>■食料の供給手順</p>  <p>(略)</p> <p>(3) 食料の確保</p> <p>エ 県を通じての米穀の調達</p> <p>本部長は、災害の発生に伴い給食に必要な米穀の確保のため、政府所有米の調達を要するときは、数量を知事に申請する。知事は、農林水産省農政局長（以下「農政局長」という。）に対し、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 28 年 4 月 22 日付け 28 政統括第 160 号政策統括官通知）の規定に基づき、応急用米穀の緊急引き渡しを要請し供給することができる。</p>

現行	改正案
<p>(略)</p> <p>第14節 ライフライン施設等の応急対策</p> <p>3 電力施設</p> <p>(1) 電力施設の応急対策</p> <p>ア 災害時の活動体制の確立</p> <p>東京電力パワーグリッド(株)は、非常災害対策支部を<u>成田支社</u>に設置する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 災害時の応急措置</p> <p>以下のような応急措置を行う。</p> <p>■電力施設の応急措置</p> <div data-bbox="241 871 1084 994" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資機材の調達 ○ 送電の停止等の危険防止措置 ○ 人員の動員、<u>連絡の徹底</u> </div> <p>(2) 電力施設の復旧対策</p> <p>イ 復旧の順位</p> <p><u>各設備の復旧順位は、災害状況、各設備の被害復旧の難易度等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。</u></p>	<p>(略)</p> <p>第14節 ライフライン施設等の応急対策</p> <p>3 電力施設</p> <p>(1) 電力施設の応急対策</p> <p>ア 災害時の活動体制の確立</p> <p>東京電力パワーグリッド(株) <u>成田支社</u>は、非常災害対策支部を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 災害時の応急措置</p> <p>以下のような応急措置を行う。</p> <p>■電力施設の応急措置</p> <div data-bbox="1115 871 1957 994" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資機材の調達 ○ 送電の停止等の危険防止措置 ○ 人員の動員、<u>連絡の徹底</u> </div> <p>(2) 電力施設の復旧対策</p> <p>イ 復旧の順位</p> <p><u>電力復旧を優先すべき重要施設について、電力復旧計画の策定にあたり、市が県に提出した施設リストに基づき、復旧の順位について十分に配慮する。ただし、優先順位に沿った電力復旧が困難な場合は、県及び市と連携の上、調整を図る。</u></p>

現行	改正案
<p>ウ 災害時の広報</p> <p>① 感電事故<u>並びに</u>漏電による出火を防止するため、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関<u>及び</u>防災行政無線を通じて<u>需要家</u>に対し、以下の諸点を十分 PR するほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p> <p>■電気設備の取り扱いに関する広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無断昇柱、無断工事をしないこと。 ○ 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに<u>カスタマーセンター</u>へ通報すること。 ○ 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。 ○ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。 ○ 屋外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。 ○ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。 ○ その他事故防止のための留意すべき事項。 <p>② <u>災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての確な広報を行う。</u></p> <p>③ <u>需要家</u>からの再点検申込等を迅速かつ適切に処理するため、能率的な<u>受付処理体制を確立しておく。</u></p>	<p>ウ 災害時の広報</p> <p>① 感電事故<u>や</u>漏電による出火を防止するため、<u>ホームページ及び</u>テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関<u>並びに</u>防災行政無線を通じて<u>住民</u>に対し、以下の諸点を十分 PR するほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p> <p>■電気設備の取り扱いに関する広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無断昇柱、無断工事をしないこと。 ○ 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに<u>コンタクトセンター</u>へ通報すること。 ○ 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。 ○ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。 ○ 屋外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。 ○ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。 ○ その他事故防止のための留意すべき事項。 <p>② <u>広範囲の長時間停電が発生した場合は、ホームページ等へ停電復旧情報を発信する。</u></p> <p>③ <u>住民</u>からの再点検申込等を迅速かつ適切に処理するため、能率的な<u>受付体制の確立に努める。</u></p>

現行	改正案
<p>(略)</p> <p>第16節 住宅対策</p> <p>1 住家の被害認定調査・罹災証明の発行</p> <p>(1) 住家の被害認定調査</p> <p>ア 調査体制</p> <p>被害を受けた住家等の被害調査（被害認定）を行うため、財政部は調査班を編成し、調査方針などを検討し、調査体制を整える。</p> <p>(略)</p> <p>第18節 要配慮者への対応</p> <p>■対策の基本方針</p>	<p>(略)</p> <p>第16節 住宅対策</p> <p>1 住家の被害認定調査・罹災証明の発行</p> <p>(1) 住家の被害認定調査</p> <p>ア 調査体制</p> <p>被害を受けた住家等の被害調査（被害認定）を行うため、財政部は調査班を編成し、調査方針などを検討し、調査体制を整える。</p> <p><u>なお、調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第18節 要配慮者への対応</p> <p>■対策の基本方針</p>
<p>➤ 要配慮者は、避難所生活など災害発生時に特別な配慮が必要となる。中でも、災害発生時の迅速な避難が困難である「避難行動要支援者」への避難支援については、十分な配慮を行う。</p> <p>➤ 国が策定した「<u>災害時要支援者</u>の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」及び、県が策定した「災害時にお</p>	<p>➤ 要配慮者は、避難所生活など災害発生時に特別な配慮が必要となる。中でも、災害発生時の迅速な避難が困難である「避難行動要支援者」への避難支援については、十分な配慮を行う。</p> <p>➤ 国が策定した「<u>避難行動要支援者</u>の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」及び、県が策定した「災害時にお</p>

現行	改正案
<p>る要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（平成28年3月）」等に基づき、社会福祉施設の管理者や（福）成田市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、高齢者相談員、ボランティア等と連携して要配慮者の支援に当たる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 要配慮者の避難誘導・支援は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、高齢者相談員、消防団等の避難支援者と連携し、実施する。 ➤ 要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消等避難所生活に配慮する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。 ➤ 必要に応じて、福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。 	<p>ける要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（平成28年3月）」等に基づき、社会福祉施設の管理者や（福）成田市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、高齢者相談員、ボランティア等と連携して要配慮者の支援に当たる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 要配慮者の避難誘導・支援は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、高齢者相談員、消防団等の避難支援者と連携し、実施する。 ➤ 要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消等避難所生活に配慮する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。 ➤ 必要に応じて、福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。
<p>1 要配慮者の安全確保</p> <p>(1) 災害情報の伝達</p> <p>福祉部は、円滑かつ迅速に要配慮者を避難させるため、災害に関する情報や<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>等の情報について、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の協力を得て、迅速に提供するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 要配慮者への支援</p> <p>(1) 避難所における要配慮者への配慮</p> <p>福祉部は、教育部と協力し、要配慮者の避難状況を速やかに確</p>	<p>1 要配慮者の安全確保</p> <p>(1) 災害情報の伝達</p> <p>福祉部は、円滑かつ迅速に要配慮者を避難させるため、災害に関する情報や<u>高齢者等避難</u>等の情報について、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の協力を得て、迅速に提供するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 要配慮者への支援</p> <p>(1) 避難所における要配慮者への配慮</p> <p>福祉部は、教育部と協力し、要配慮者の避難状況を速やかに確</p>

現行	改正案
<p>認し、避難所に収容した要配慮者の援護措置を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3 福祉避難所の開設</p> <p>(1) 福祉避難所の開設</p> <p><u>福祉部は、介護等が必要な要配慮者を、指定避難所に設置する福祉避難室（要配慮者用スペース）に収容する。また、福祉避難室では対応しきれない場合、福祉避難所に収容するとともに、福祉避難所に対して必要な支援を行う。</u></p> <p>開設後は、関係機関及び各避難所に、開設済みの福祉避難所を周知する。</p> <p>(2) 避難所から福祉避難所への移送</p> <p><u>福祉部は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。</u></p> <p><u>福祉部は、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握するとともに、自力での移動が困難な場合は、関連団体、県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。</u></p>	<p>認し、避難所に収容した要配慮者の援護措置を行う。<u>また、避難所の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）の派遣の調整を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 福祉避難所の開設</p> <p>(1) 福祉避難所の開設</p> <p>介護等が必要な要配慮者は、指定避難所に設置する福祉避難室（要配慮者用スペース）に収容する。また、福祉避難室では対応しきれない場合、<u>福祉部は、福祉避難所の開設及び要支援者の受入について協定を結ぶ社会福祉施設と調整するとともに、福祉避難所に対して必要な支援を行う。</u></p> <p>開設後は、関係機関及び各避難所に、開設済みの福祉避難所を周知する。</p> <p>(2) 避難所から福祉避難所への移送</p> <p><u>教育部は、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握するとともに、自力での移動が困難な場合は、福祉部と連携を図り、</u>関連団体、県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。</p>